

<p>青森県特定非営利活動促進法施行条例 平成10年10月14日 条例第45号 (令和3年6月9日施行)</p>	<p>青森県特定非営利活動促進法施行細則 平成10年10月30日 規則第97号 (令和3年9月13日施行)</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 法第十条第一項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的</p> <p>四 その他規則で定める事項</p> <p>2 法第十条第一項第二号ハに規定する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該役員が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項に規定する住民票の写し</p> <p>二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書</p> <p>3 前項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。</p> <p>4 第二項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものでなければならない。</p> <p>5 法第十条第四項に規定する軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)の施行については、青森県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年十月青森県条例第四十五号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 法第十条第一項の申請書は、設立認証申請書(第一号様式)によらなければならない。</p> <p>2 法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えなければならない。</p>

<p>り、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>6 法第十条第四項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所又は居所</p> <p>二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称</p> <p>三 補正の内容</p> <p>(認証等の決定に係る期間)</p> <p>第三条 法第十二条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する期間は、一月とする。</p>	<p>3 条例第二条第六項の補正書は、設立認証申請書等補正書(第二号様式)によらなければならない。</p> <p>4 設立認証申請書等補正書には、補正後の設立認証申請書及び法第十条第一項各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>5 第二項の規定は、設立認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。</p> <p>(登記完了届出書)</p> <p>第三条 法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。第九条第二項において同じ。)の規定による届出は、設立(合併)登記完了届出書(第三号様式)により行わなければならない。</p> <p>(成立時の財産目録の備置き)</p> <p>第四条 法第十四条の財産目録は、設立当初の事業年度の翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かななければならない。</p> <p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第五条 法第二十三条第一項の規定による届出は、役員の変更等届出書(第四号様式)により行わなければならない。</p> <p>2 法第二十三条第一項の規定により添付する変更後の役員名簿には、副本一通を添えなければならない。</p> <p>3 法第二十三条第二項の規定により提出する条例第二条第二項各号に掲げる書面は、法第二十三条第一項の規定による届出の日前六月以内に作成されたものでなければならない。</p>
---	--

<p>(定款変更の認証申請等)</p> <p>第四条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第三項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名</p> <p>二 変更の内容</p> <p>三 変更の理由</p> <p>2 第二条第五項の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第四項に規定する軽微な不備について準用する。</p> <p>3 法第二十五条第五項において準用する法第十条第四項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名</p> <p>二 補正の内容</p> <p>4 法第二十五条第六項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出して行わなければならない。</p>	<p>(定款の変更の認証申請)</p> <p>第六条 法第二十五条第四項の申請書は、定款変更認証申請書(第五号様式)によらなければならない。</p> <p>2 法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イに掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えなければならない。</p> <p>3 条例第四条第三項の補正書は、定款変更認証申請書等補正書(第六号様式)によらなければならない。</p> <p>4 定款変更認証申請書等補正書には、補正後の定款変更認証申請書並びに法第二十五条第四項及び第二十六条第二項の規定により添付する書類を添えなければならない。</p> <p>5 第二項の規定は、定款変更認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。</p> <p>(定款の変更の届出)</p> <p>第七条 条例第四条第四項の届出書は、定款変更届出書(第七号様式)によらなければならない。</p> <p>2 法第二十五条第六項の規定により添付する変更後の定款には、副本一通を添えなければならない。</p> <p>(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)</p> <p>第八条 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、その旨を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>2 法第二十五条第七項の規定により提出する登記事項証明書には、副本一通を添えなければならない。</p>
--	---

<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第五条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、設立又は合併の登記をしたときは、規則で定めるところにより、当該設立又は合併の認証に係る法第十三条第二項の登記に関する書類の写し及び法第十四条又は第三十五条第一項の財産目録を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第九条 法第二十九条の規定により提出する事業報告書等には、それぞれ副本一通を添えなければならない。</p> <p>2 特定非営利活動法人は、条例第五条第二項に規定する書類を法第十三条第二項の規定による届出時に併せて知事に提出しなければならない。</p>
<p>(事業報告書等の閲覧等)</p> <p>第六条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>2 法第三十条の規定により謄写の請求をする者は、当該謄写に代えて同条に規定する書類の</p>	<p>(事業報告書等の閲覧等)</p> <p>第十条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)は、知事が定める場所(以下「閲覧所」という。)において行うものとする。</p> <p>2 閲覧所において閲覧等をすることができる日は、青森県の休日に関する条例(平成元年三月青森県条例第三号)第一条第一項に規定する県の休日以外の日とする。</p> <p>3 閲覧所において閲覧等をするすることができる時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。</p> <p>4 知事は、書類の整理等のため必要がある場合は、臨時に閲覧所の休日を設け、又は閲覧所において閲覧等をするすることができる時間を短縮することがある。</p> <p>5 閲覧等をしようとする者(以下「閲覧者等」という。)は、備付けの閲覧謄写簿(第八号様式)に必要な事項を記入しなければならない。</p> <p>6 閲覧者等は、閲覧等に係る書類を指示された場所以外の場所に持ち出してはならない。</p> <p>7 知事は、閲覧者等が前項の規定に違反したとき、又は閲覧等に係る書類を汚損し、若しくは毀損し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、その者の閲覧等を禁止することがある。</p> <p>8 条例第六条第二項の規定により法第三十条に規定する書類の写しの交付を受けようとする</p>

写しの交付を受けることができる。この場合において、当該書類の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として知事が定める額を負担しなければならない。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第七条 特定非営利活動法人は、法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名
- 二 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 三 残余財産の処分方法

(残余財産の譲渡の認証申請)

第八条 清算人は、法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称並びに清算人の氏名及び住所又は居所
- 二 譲渡すべき残余財産
- 三 残余財産の譲渡を受ける者

者は、事業報告書等の写し交付請求書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(解散認定申請書)

第十一条 条例第七条の申請書は、解散認定申請書(第十号様式)によらなければならない。

(解散の届出等)

第十二条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散届出書(第十一号様式)に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

- 2 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人届出書(第十二号様式)に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

(残余財産譲渡認証申請書)

第十三条 条例第八条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書(第十三号様式)によらなければならない。

<p>(合併の認証申請)</p> <p>第九条 特定非営利活動法人は、法第三十四条第三項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 合併しようとする特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名</p> <p>二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的</p> <p>四 その他規則で定める事項</p> <p>2 第二条第二項から第四項までの規定は前項の申請書に添付する書類について、同条第五項の規定は法第三十四条第五項において準用する法第十条第四項に規定する軽微な不備について準用する。</p> <p>3 法第三十四条第五項において準用する法第十条第四項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>一 合併しようとする特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名</p> <p>二 補正の内容</p>	<p>(清算終了の届出)</p> <p>第十四条 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了届出書(第十四号様式)に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。</p> <p>(合併の認証申請)</p> <p>第十五条 法第三十四条第四項の申請書は、合併認証申請書(第十五号様式)によらなければならない。</p> <p>2 条例第九条第三項の補正書は、合併認証申請書等補正書(第十六号様式)によらなければならない。</p> <p>3 合併認証申請書等補正書には、補正後の合併認証申請書及び法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>4 第二条第二項の規定は、合併認証申請書及び合併認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。</p> <p>(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)</p>
--	---

<p>(認定特定非営利活動法人の認定申請)</p> <p>第十条 特定非営利活動法人は、法第四十四条第一項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名</p> <p>二 設立の年月日</p> <p>三 その他規則で定める事項</p> <p>(認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新申請)</p> <p>第十一条 認定特定非営利活動法人は、法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 認定特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名</p> <p>二 認定の有効期間の満了の日</p> <p>三 その他規則で定める事項</p>	<p>第十六条 法第三十五条第一項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。</p> <p>2 第四条の規定は、法第三十九条第一項の登記をした場合について準用する。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第十七条 法第四十一条第三項(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、身分証明書(第十七号様式)によるものとする。</p> <p>(認定特定非営利活動法人の認定申請)</p> <p>第十八条 法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人認定申請書(第十八号様式)によらなければならない。</p> <p>2 法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えなければならない。</p> <p>(認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新申請)</p> <p>第十九条 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書(第十九号様式)によらなければならない。</p> <p>2 前条第二項の規定は、認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書に添付する書類について準用する。</p>
---	--

<p>(認定特定非営利活動法人の定款変更の届出等)</p> <p>第十二条 認定特定非営利活動法人に係る第四条第四項及び第五条第一項の規定の適用については、第四条第四項中「法第二十五条第六項」とあるのは「法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第六項」と、第五条第一項中「法第二十九条」とあるのは「法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十九条」とする。</p> <p>2 法第五十二条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより行わなければならない。</p>	<p>(認定特定非営利活動法人の定款変更の届出等)</p> <p>第二十条 認定特定非営利活動法人に係る第五条第一項及び第三項並びに第七条第一項の規定の適用については、第五条第一項及び第三項中「法第二十三条第一項」とあるのは「法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項」と、同項中「法第二十三条第二項」とあるのは「法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項」と、第七条第一項中「条例第四条第四項」とあるのは「条例第十二条第一項の規定により読み替えて適用される条例第四条第四項」とする。</p> <p>2 法第五十二条第二項の規定による書類の提出は、その旨を記載した書面により行わなければならない。</p>
<p>(認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出)</p> <p>第十三条 法第五十五条第一項本文の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。</p> <p>2 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、遅滞なく、行わなければならない。</p>	<p>(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)</p> <p>第二十一条 法第五十三条第一項の規定による届出は、認定特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書(第二十号様式)により行わなければならない。</p> <p>(認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出)</p> <p>第二十二条 法第五十五条の規定による書類の提出は、その旨を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>2 法第五十五条の規定により提出する書類には、同条の所轄庁以外の関係知事への提出に係るものを除き、それぞれ副本一通を添えなければならない。</p>
<p>(認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧等)</p> <p>第十四条 第六条の規定は、法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について準用する。</p>	<p>(認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧等)</p> <p>第二十三条 第十条の規定は、法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について準用する。</p>



<p>(特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請等)</p> <p>第十五条 特定非営利活動法人は、法第五十八条第一項の特例認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名</p> <p>二 設立の年月日</p> <p>三 その他規則で定める事項</p> <p>2 第六条、第十二条及び第十三条の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。</p> <p>(認定特定非営利活動法人等の合併の認定申請)</p> <p>第十六条 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、法第六十三条第一項又は第二項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 合併しようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名</p> <p>二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の事業の概要</p> <p>四 その他規則で定める事項</p> <p>(電磁的記録による備置き)</p> <p>第十七条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号。以下「書面保存</p>	<p>(特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請等)</p> <p>第二十四条 法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書(第二十一号様式)によらなければならない。</p> <p>2 第十条、第十八条第二項及び第二十条から第二十二条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第二十一条中「認定特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書」とあるのは「特例認定特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書」と読み替えるものとする。</p> <p>(認定特定非営利活動法人等の合併の認定申請)</p> <p>第二十五条 条例第十六条の申請書は、認定(特例認定)特定非営利活動法人合併認定申請書(第二十二号様式)によらなければならない。</p> <p>2 第十八条第二項の規定は、認定(特例認定)特定非営利活動法人合併認定申請書に添付する書類について準用する。</p>
---	---

等情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の保存は、次に掲げる備置きとする。

一 法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の備置き

二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の備置き

三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿及び定款等の備置き

四 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の備置き

五 法第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による書類の備置き

六 法第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書類の備置き

2 特定非営利活動法人は、書面保存等情報通信技術利用法第三条第一項の規定により、前項各号に掲げる備置きに代えて当該備置きを行わなければならないとされている書類に係る電磁的記録(書面保存等情報通信技術利用法第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の備置きを行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による備置きの方法等)

第二十六条 条例第十七条第二項の規則で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 作成された電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより備え置く方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

<p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第十八条 書面保存等情報通信技術利用法第四条第一項の作成は、次に掲げる作成とする。</p> <p>一 法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録の作成</p> <p>二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成</p> <p>三 法第三十五条第一項の規定による貸借対照表及び財産目録の作成</p> <p>四 法第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書類の作成</p> <p>2 特定非営利活動法人は、書面保存等情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、前項各号に掲げる作成に代えて当該作成を行わなければならないとされている書類に係る電磁的記録の作成を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。</p> <p>(電磁的記録による閲覧)</p> <p>第十九条 書面保存等情報通信技術利用法第五条第一項の縦覧等は、次に掲げる閲覧とする。</p> <p>一 法第二十八条第三項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧</p> <p>二 法第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による書類の閲覧</p>	<p>2 特定非営利活動法人は、条例第十七条第二項及び前項の規定による電磁的記録の備置きを行うときは、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書類を作成することができるための措置を講じなければならない。</p> <p>(電磁的記録による作成の方法)</p> <p>第二十七条 条例第十八条第二項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。</p>
---	--

<p>三 法第五十二条第四項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧</p> <p>四 法第五十四条第四項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による書類の閲覧</p> <p>2 特定非営利活動法人は、書面保存等情報通信技術利用法第五条第一項の規定により、前項に規定する閲覧に代えて当該閲覧を行わなければならないとされている書類に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第二十条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(電磁的記録による閲覧の方法)</p> <p>第二十八条 条例第十九条第二項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を閲覧に供する方法とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第二十九条 法、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、日本産業規格 A 列四番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。</p>
---	--

青森県知事 殿

申請者 住所又は居所  
氏名  
電話番号

設 立 認 証 申 請 書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - ①定款（法第10条第1項第1号）〔2部〕
  - ②役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔2部〕
  - ③各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
  - ④各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
  - ⑤社員うち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
  - ⑥法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
  - ⑦設立趣旨書（法第10条第1項第5号）〔2部〕
  - ⑧設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）
  - ⑨設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕
  - ⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（法第10条第1項第8号）〔2部〕

年 月 日

青森県知事

殿

申請者 住所又は居所  
氏名  
電話番号

設立認証申請書等補正書

年 月 日に提出した（補正する書類の名称）に不備があるので、特定非営利活動促進法第10条第4項の規定により、下記のとおり補正します。

記

- 1 設立しようとする特定非営利活動法人の名称
- 2 補正の内容

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 2には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の申請書及び書類〔次に掲げる書類は、2部〕を添付すること。
  - ①補正後の定款
  - ②補正後の役員名簿（役員の名簿及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
  - ③補正後の設立趣旨書
  - ④補正後の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
  - ⑤補正後の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）

年 月 日

青森県知事

殿

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

設立（合併）登記完了届出書

設立（合併）の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（第39条第2項において準用する同法）第13条第2項の規定により、届け出ます。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び（法第39条第2項において準用する）法第14条の財産目録（（法第39条第2項において準用する）法第13条第2項）を添付すること。

年 月 日

青森県知事 殿

（（認定（特例認定））特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（（第62条において準用する同法）第52条第1項の規定により読み替えて適用される同法）第23条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所又は居所

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 5 「住所又は居所」の欄には、青森県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 6 変更後の役員名簿（役員の名及び住所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第23条第1項）〔2部（法第52条第1項の所轄庁以外の関係知事への提出に係るものは、1部）〕を添付すること。
- 7 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次に掲げる書類を添付すること。
  - ①当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
  - ②当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）



年 月 日

青森県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けた  
いので、申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした  
新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記  
載すること。
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）〔1部〕、変更後の定  
款（法第25条第4項）〔2部〕並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事  
業計画書及び活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類を  
いう。）（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む  
ものであるときに限る。）（法第25条第4項）〔2部〕を添付すること。
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付す  
ること。
  - ①役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿  
をいう。）（法第26条第2項）〔2部〕
  - ②法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面  
（法第26条第2項）
  - ③直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法  
第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併  
後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7  
号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及  
び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）
- 5 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更

の場合には、4に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付すること。

- ①法第44条第2項の規定により所轄庁に提出した同項第1号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し（特定非営利活動促進法施行規則第30条第1号）
- ②認定（特例認定）に関する書類の写し（特定非営利活動促進法施行規則第30条第2号）
- ③（法第62条において準用する）法第55条第1項本文の規定により所轄庁に提出した直近の法第54条第2号から第4号までに掲げる書類の写し（特定非営利活動促進法施行規則第30条第3号）
- ④（法第62条において準用する）法第55条第2項の規定により所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項の書類の写し（特定非営利活動促進法施行規則第30条第4号）

年 月 日

青森県知事

殿

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

定款変更認証申請書等補正書

年 月 日に提出した（補正する書類の名称）に不備があるので、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第10条第4項の規定により、下記のとおり補正します。

記

補正の内容

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 補正の内容には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の申請書及び書類〔次に掲げる書類は、2部〕を添付すること。
  - ①補正後の変更後の定款
  - ②補正後の当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）
  - ③補正後の役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

年 月 日

青森県知事

殿

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（（第62条において準用する同法）第52条第1項の規定により読み替えて適用される同法）第25条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第6項）〔1部〕及び変更後の定款（法第25条第6項）〔2部（法第52条第1項の所轄庁以外の関係知事への提出に係るものは、1部）〕を添付すること。

閱 覧 謄 写 簿

閲覧（謄写）日	閱 覧 （ 謄 写 ） 者		摘 要
	氏 名	住 所	

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 謄写しようとする場合は、摘要欄にその旨を記載すること。

年 月 日

青森県知事 殿

請求者 住所又は居所

氏名

電話番号

事業報告書等の写し交付請求書

青森県特定非営利活動促進法施行条例（第14条（第15条）において準用する同条例）第6条第2項の規定により、下記のとおり事業報告書等の写しの交付を受けたいので、請求します。

記

1 写しの交付を請求する書類の名称

2 写しの交付の方法

① 閲覧所において写しを交付

② 写しを送付

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 2は、希望する写しの交付の方法の番号を○で囲むこと。

年 月 日

青森県知事 殿

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第 2 項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

年 月 日

青森県知事 殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 1 (2, 4, 6) 号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。



年 月 日

青森県知事 殿

（特定非営利活動法人の名称）

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

清 算 人 就 任 届 出 書

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

青森県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

残 余 財 産 譲 渡 認 証 申 請 書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 2 には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

年 月 日

青森県知事 殿

（特定非営利活動法人の名称）

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

清 算 結 了 届 出 書

（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届け出ます。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

青森県知事 殿

(合併しようとする特定非営利活動法人 (甲) の名称)

代表者氏名

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人 (乙) の名称)

代表者氏名

電話番号

### 合 併 認 証 申 請 書

特定非営利活動促進法第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

#### 記

- 1 合併後存続する (合併によって設立する) 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

#### (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 3 及び 4 には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - ①合併の決議をした社員総会の議事録の謄本 (法第 34 条第 4 項)
  - ②定款 (法第 10 条第 1 項第 1 号) [2 部]
  - ③役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。) (法第 10 条第 1 項第 2 号イ) [2 部]
  - ④各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 (法第 10 条第 1 項第 2 号ロ)
  - ⑤各役員の住所又は居所を証する書面 (法第 10 条第 1 項第 2 号ハ)
  - ⑥社員のうち 10 人以上の者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 及び住所又は居所を記載した書面 (法第 10 条第 1 項第 3 号)
  - ⑦法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面 (法第 10 条第 1 項第 4 号)
  - ⑧合併趣旨書 (法第 10 条第 1 項第 5 号) [2 部]

⑨合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕

⑩合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（法第10条第1項第8号）〔2部〕

年 月 日

青森県知事 殿

(合併しようとする特定非営利活動法人 (甲) の名称)

代表者氏名

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人 (乙) の名称)

代表者氏名

電話番号

合併認証申請書等補正書

年 月 日に提出した (補正する書類の名称) に不備があるので、特定非営利活動促進法第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり補正します。


記

補正の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 補正の内容には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の申請書及び書類 [次に掲げる書類は、2 部] を添付すること。
  - ①補正後の定款
  - ②補正後の役員名簿 (役員の名氏及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
  - ③補正後の合併趣旨書
  - ④補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
  - ⑤補正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)

表

第	号
身 分 証 明 書	
所 属 職氏名	
年 月 日生	
<p>上記の者は、特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項並びに第 64 条第 1 項及び第 2 項の規定により特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職員であることを証明する。</p>	
年 月 日発行	
青森県知事	
----- 特定非営利活動促進法 (抜粋)	
<p>(報告及び検査)</p> <p>第 41 条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	

## (報告及び検査)

第 64 条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

## (備考)

- 1 用紙の大きさは、縦 12 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
- 2 この用紙は、中央の点線の所から二つ折りとする。



年 月 日

青森県知事 殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

認定特定非営利活動法人認定申請書

特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 設立の年月日
- 2 その他の事務所の所在地及び電話番号

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 2 には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、法第 45 条第 1 項第 1 号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、①の書類を添付することを要しない。
  - ①実績判定期間（法第 44 条第 1 項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度（その期間が 1 年を超える場合は、当該期間をその初日以後 1 年ごとに区分した期間（最後に 1 年未満の期間を生じたときは、その 1 年未満の期間）。以下同じ。）の末日以前 5 年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（法第 44 条第 2 項第 1 号）
  - ②法第 45 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（①の書類を除く。）及び法第 47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第 44 条第 2 項第 2 号）〔2 部〕
  - ③寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第 44 条第 2 項第 3 号）〔2 部〕

年 月 日

青森県知事

殿

(認定特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書

特定非営利活動促進法第 51 条第 2 項の有効期間の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

認定の有効期間の満了の日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
  - ①法第 45 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第 47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 (法第 44 条第 2 項第 2 号) [2 部]
  - ②寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (法第 44 条第 2 項第 3 号) [2 部]

青森県知事 殿

（認定（特例認定）特定非営利活動法人の名称）  
代表者氏名  
電話番号

認定（特例認定）特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書

下記のとおり代表者の氏名に変更があったので、特定非営利活動促進法（第 62 条において準用する同法）第 53 条第 1 項の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変 更 後	変 更 前

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

年 月 日

青森県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書

特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項の特例認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 設立の年月日
- 2 その他の事務所の所在地及び電話番号

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 2 には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - ①法第 45 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第 47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 (法第 44 条第 2 項第 2 号) [2 部]
  - ②寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (法第 44 条第 2 項第 3 号) [2 部]

青森県知事 殿

(認定 (特例認定) 特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

認定 (特例認定) 特定非営利活動法人合併認定申請書

特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、下記のとおり合併することについて、認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 合併しようとする認定 (特例認定) 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名
- 2 合併後存続する (合併によって設立する) 特定非営利活動法人の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 主たる事務所の所在地及び電話番号
- 5 その他の事務所の所在地及び電話番号
- 6 事業の概要
- 7 合併によって消滅する特定非営利活動法人 (他の都道府県にその主たる事務所が所在する特定非営利活動法人に限る。) の名称及び事務所の所在地

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 4、5 及び 7 には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - ① 法第 63 条第 1 項の認定の場合には、実績判定期間 (法第 44 条第 1 項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度 (その期間が 1 年を超える場合は、当該期間をその初日以後 1 年ごとに区分した期間 (最後に 1 年未満の期間を生じたときは、その 1 年未満の期間)。以下同じ。) の末日以前 5 年 (同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、2 年) 内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。) 内の日を含む各事業年度の寄附者名簿 (各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名 (法人にあつては、その名称) 及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。) (法第 44 条第 2 項第 1 号)
  - ② 法第 45 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (①の書類を除く。) 及び法第 47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 (法第 44 条第 2 項第 2 号) [2 部]
  - ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (法第 44 条第 2 項 第 3 号) [2 部]